

ID: 96

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	出生祝金の返還		
例規名 根拠条項	村田町すこやか出生祝金支給条例 第10条		
例規番号	平成28年条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (不正受給等の返還)</p> <p>第10条 町長は、偽りその他不正な手段により出生祝金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、その者が受給した出生祝金の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日